

令和5年8月16日

【照会先】

独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付部長 稲葉 好晴

福祉医療貸付部 事業統括課長 本地 央明

(TEL) 03-3438-9291 (FAX) 03-3438-0659

報道関係者 各位

令和5年5月5日の地震による石川県珠洲市の区域に係る 災害により被災された皆さまへの特例措置の取扱いについて

令和5年5月5日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構では、当該災害に係る地域に災害救助法が適用されたことを受け、被災された社会福祉施設・医療関係施設等の事業者の皆さまに対するご融資等について相談窓口を設置し、ご相談を受け付けておりますが、この度、当該災害が激甚災害に指定されたことに伴い **3年間に渡る無利子貸付制度の創設及び二重債務問題対策のための償還期間の延長**などの更なる融資の特例措置の取扱いを下記のとおり行うことといたしました。

当機構は、福祉の増進及び医療の普及・向上を目指す機関として、被災された地域の福祉・医療基盤の復興支援のため、ご融資やご返済に関するご相談に、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

記

1 令和5年5月5日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害の災害復旧資金の貸付けについて

(1) 福祉貸付事業について

ア 特例措置をご利用いただけるお客さま

令和5年5月5日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害により被災された社会福祉施設等の事業者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当な機関が発行したもの）の提出が可能な方となります。

イ 令和5年5月5日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害の特例措置の融資条件（主なもの）

区 分	融資条件	
	設置・整備資金	経営資金
融資率	100%	100%
償還期間 (うち据置期間)	最長39年(※) (最長3年)	最長15年 (最長3年)
貸付利率	全期間無利子	《当初3年間》無利子 《4年目以降》基準金利同率
無担保貸付	3,000万円まで	2,000万円まで

※ 被災以前から施設等を経営するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、災害により施設等が全壊・半壊する等の被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している場合（二重債務）

(2) 医療貸付事業について

ア 特例措置をご利用いただけるお客さま

令和5年5月5日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害により被災された医療関係施設等の開設者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当な機関が発行したもの）の提出が可能な方となります。

ただし、上記証明書等の提出が困難な場合であっても、融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

イ 令和5年5月5日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害の特例措置の融資条件（主なもの）

区 分	融資条件		
	建築資金	機械購入資金	長期運転資金
融資率	100%	100%	100%
償還期間 (うち据置期間)	最長 39 年 (※) (最長 3 年)	最長 15 年 (※) (最長 3 年) (※)	最長 15 年 (最長 3 年)
貸付利率	《当初3年間》 ・ 7.2 億円まで無利子 ・ 7.2 億円超の部分は 基準金利 ▲0.9% 《4 年目以降》 ・ 基準金利同率	《当初3年間》 ・ 7.2 億円まで無利子 ・ 7.2 億円超の部分は 基準金利 ▲0.1% 《4 年目以降》 ・ 基準金利同率	《当初3年間》 ・ 7.2 億円まで無利子 ・ 7.2 億円超の部分は 基準金利 ▲0.1% 《4 年目以降》 ・ 基準金利同率
無担保貸付	3,000 万円まで	3,000 万円まで	2,000 万円まで

※ 被災以前から施設等を経営するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、災害により施設等が全壊・半壊する等の被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している場合（二重債務）

2 令和5年5月5日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害により被災されたお客さまへの返済猶予について

独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付及び医療貸付を既にご利用中で、令和5年5月5日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害により被害を受けられたお客さまに対して、被災時から当面6か月間の元金金の支払いについて、ご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により6か月以上の返済猶予も可能）。返済猶予をご希望されるお客さまは、下記、返済猶予のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

3 お問い合わせ窓口

令和5年5月5日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害の特例措置の詳しい条件やご融資、返済猶予についてのご相談については以下の窓口にお問い合わせください。

【融資のご相談】			
本部 福祉審査課	融資相談係	TEL 03-3438-9298	Fax 03-3438-0659
本部 医療審査課	融資相談係	TEL 03-3438-9937	Fax 03-3438-0659
(NPO 法人の方)			
NPO リソースセンター	NPO 支援課	TEL 03-3438-4756	Fax 03-3438-0218
【返済猶予のご相談】		顧客業務部 顧客業務課	TEL 03-3438-9939 Fax 03-3438-0248

なお、特例措置の内容等は、機構ホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp/>) に掲載しております。